



静岡県認定農業者メールマガジン 第548号(台風第10号による被害に係る「農林水産業災害対策資金」のお知らせ)
メール__農業ビジネス課 宛先: 000ダミー

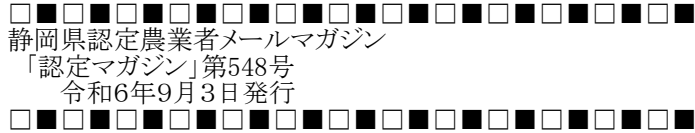
2024/09/03 17:03

送信者: 橘川 晴香1

Cc: 000ダミー

Bcc: nougyoubiz

このメールの返信先: メール農業ビジネス課



静岡県認定農業者メールマガジン
「認定マガジン」第548号
令和6年9月3日発行

静岡県の認定農業者のみならず、こんにちは。
今回は、台風第10号による被害に係る「農林水産業災害対策資金」についてお知らせします。

令和6年台風第10号による被害に係る「農林水産業災害対策資金」を発動しました。

令和6年台風第10号により、被害を受けた県内の農林水産業者の経営安定等を支援するため、農林水産業災害対策資金利子補給金交付要綱に基づき、令和6年9月3日から資金の貸付を実施しています。

●農林水産業災害対策資金の概要●

農林水産業災害対策資金は、豪雨、降霜等の災害を受けた農林水産業者に対し、経営安定のための運転資金や生活維持に必要な資金を提供する融資機関に利子補給をし、低利の資金を供給することにより、被災農林水産業者の経営の安定を図るものです。

●詳しくは次のHPから●

静岡県経済産業部農業ビジネス課HP

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/nogyo/nogyoshinkou/1003299/1027147.html>

●お問い合わせ●

農業 : 農業ビジネス課 054-221-2712
水産業 : 水産振興課 054-221-2694
林業 : 林業振興課 054-221-3618

=====
認定マガジン第548号はいかがだったでしょうか。
これからも、皆さんが楽しみ、参考になる記事を配信していきたいと思ひます。
また、バックナンバーも県ホームページに掲載しています。
<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/nogyo/1003302/1056302.html>
○今後配信の必要のない方は、お手数ですが下記宛に配信停止のご連絡をお願いします。
その際は『認定マガジン』の配信停止である旨、ご記載願ひます。
○メールアドレスの変更等の場合は、認定マガジン配信先の変更希望と記載の上、新メールアドレス、旧メールアドレス、お名前を下記までお知らせ下さい。
静岡県 経済産業部 農業ビジネス課 担い手育成・支援班
E-mail nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp
TEL 054-221-2754(FAX:054-221-3688)
=====